

狩猟期間のお知らせ

問 農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111

11月1日㊦から狩猟が解禁されます。狩猟期間中(11月1日から令和5年3月15日まで)は以下の点に注意してください。

住民の皆さんへ

- ・作業や行楽などで山林などに入られる場合は、蛍光色や明るいオレンジ色などの目立つ服装を着用するとともにラジオの音などで、自分の存在を周囲に知らせるよう心掛けてください。
 - ・わなやわな設置札を見つけたときは、危険防止のため近づかないでください。
 - ・狩猟者(狩猟登録者)以外の方が鳥獣を捕獲することは法律で禁止されています。
- ※平成30年度より、農業者自らが町長の許可を受けることで、自己所有地に限って、小型箱わななどにより小動物(アナグマなど)を捕獲することができるようになりました。

狩猟者の皆さんへ

- ・関係法令を遵守し、周囲および自身の安全を最優先して実施してください。
- ・わな猟をするときは、使用する猟具ごとに、住所、氏名などを明示した所定の標識を必ず取り付けるとともに、必要に応じて、わなを設置していることを知らせる注意標識を設置するよう努めてください。



農業用ため池の適正管理のお願い

問 農林振興課 耕地係 ☎0968・34・3111

和水町には、117か所のため池があり、令和2年7月および令和3年8月の豪雨によって、堤体に損傷を受けたため池が確認されました。その際は、幸いにも堤体の破損のみで、人的被害などは発生しておりませんが、全国では下流域の家屋を押し流し、人命が失われるといった被害も発生しております。農業用ため池は本来、農業用水として雨水をためることを目的としていますが、水位を下げて管理することで、ため池の決壊リスク低減が期待されます。

つきましては、農業用ため池を利用されている皆さんへ次の2点に取組んでいただきますようお願いします。

1 事前放流のお願い(かんがい期)

梅雨時期や台風などで大雨が予想されるときは、用水量の確保に留意しつつ、事前放流によるため池の水位低下にご協力ください。

かんがい期間中にため池の水位を下げるときは、用水不足が生じないように管理する必要がありますが、地域全体で節水に取り組むことで、ため池の必要水量が少なくなり、水不足に備えることができます。

2 低水位管理のお願い(非かんがい期)

稲刈りが終了し、ため池の水を利用しない非かんがい期は、落水(水を抜く)や低水位管理を行うことで、台風などによる豪雨に備えてください。

また、水を抜くことによって、ため池内に土砂が堆積しにくくなり、貯水機能の低下を防ぐことができます。

～えづけSTOP！鳥獣被害対策事業(県事業)のご紹介～
地域ぐるみで「えづけSTOP！対策」にチャレンジする
集落・農業者グループなどを支援します

問 熊本県むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 ☎096・333・2416
農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111

【サポートその1】

地域ぐるみでの「えづけSTOP！対策」について、興味がある、勉強してみたい、取り組んでみたいという集落や農業者などのグループに、自分たちで学習するための資料を提供します。
また、代表者の人に、今後、熊本県が開催する研修会や講習会などのご案内をお知らせします。資料提供を希望される集落・グループの人は、農林振興課を通じてお申込みください。

提供する学習資料：「これならできる！鳥獣被害対策の手引き」……………必要部数
鳥獣バスター養成講座DVD(約25分×4巻)…… 1セット

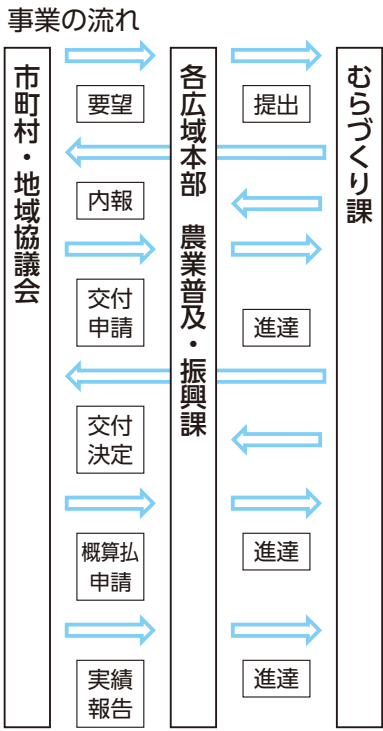
【サポートその2】

「えづけSTOP！対策」を実践する集落や農業者などのグループを育成する市町村・地域協議会の取組みに対し、集落やグループの活動に要する経費を支援します。

支援概要：事業主体…市町村、地域協議会または地域協議会の構成員
支援要件…受益農家は3戸以上、市町村の被害防止計画に基づく取組みであることなど
補助率など…定額(①鳥対策の実習ほ場設置を伴う取組600千円/地区、②左記以外300千円/地区)

支援対象となる活動事例

- 1 みんなで勉強
○研修会や講習会の開催、先進地視察の実施
○正しい対策を実践・学習するための「展示ほ」の設置
- 2 守れる田畑・集落づくり
○集落点検の実施、集落点検マップ・活動計画の作成
○耕作放棄地やヤブの解消、放任果樹の伐採、庭木の剪定
○既設防護柵の補修、設置場所の移動、周囲の刈り払い
- 3 囲いや追い払い
○侵入防止柵の整備(国事業の対象外のものに限る。)
※この取組みで計画し、国事業により整備するものについては、翌年度以降の予算配分において配慮されます。
○地域ぐるみの追い払い活動(追い払い資材の作成・購入など)
- 4 有害鳥獣の捕獲については、国事業による支援措置があります



「えづけSTOP！鳥獣被害防止対策事業(県事業)」についてもっと知りたい、自分たちの地域でやってみたいという人は、農林振興課または県むらづくり課までお問い合わせください。